

# 北九州小倉病院入院患者に対する面会に関する規程

## 第1条(目的)

この規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持、家族等との関係維持および円滑な退院支援に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条(基本方針)

1. 当院は、感染対策等の正当な理由なく、入院患者に対する家族等による面会を妨げないものとする。
2. 面会の実施に当たっては、患者の病状、療養環境、安全管理および院内感染防止に配慮しつつ、必要以上に厳格な制限とならないよう運用するものとする。
3. 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

## 第3条(面会者)

面会できる者は、原則として次に掲げる者とする。

1. 家族、親族、それに準ずるキーパーソン、患者本人が希望する者。  
ただし面会者に感染症が疑われる症状がなく、ご家族等身近な者が感染症にかかっていない者。  
(第6条5項6項参照)
2. 中学生以下や小児の面会は事前申請を原則とし、患者の状態や感染状況を踏まえて医師が判断する。
3. その他、病院が適当と認める者。
4. 面会可能な対象者は感染症の流行状況等により病棟運営上必要な範囲で調整することができる。

## 第4条(面会時間等)

1. 面会時間は原則として、13時00分～19時00分
2. 時間外の面会は、患者の状態や緊急性に応じて主治医、当番医、病棟責任者が判断する。
3. 各階病棟のナースステーションで面会票の記入(最終受付18:30)
4. 面会場所は、原則として病室、デイルーム、面談室等とする。ただし感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することがある。
5. 面会人数および面会時間は、感染症の流行状況等により病棟運営上必要な範囲で調整することができる。

## 第5条(面会時の遵守事項)

面会者は、次の事項を遵守するものとする。

1. 静粛を旨とし、他の患者、病院職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2. 病院が定める面会受付方法や手指消毒、マスクの着用等の感染対策に協力すること。
3. 第3条・4条・5条の面会可能な方(続柄)・面会時間・人数・指定された面会場所等を守ること。
4. 感染対策等により面会方法、時間等が変更になった場合は病院職員の指示に従うこと。
5. 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。

面会者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。
2. 病棟内での飲食、撮影、録音その他病院が不適当と認める行為を行わないこと。
3. 他の患者の療養環境を妨げないこと。

前項各号に違反した場合、またはその恐れがあると認めるときは、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

#### 第6条(面会の制限)

病院は、次のいずれかに該当する場合に限り、面会の全部または一部を制限および拒否することができる。

1. 院内感染防止上、必要がある場合。
2. 患者の病状、処置、療養上の必要がある場合。
3. 他の患者の療養環境や安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合。
4. 災害、事故、緊急対応等により、病棟運営上やむを得ない場合。
5. 面会者が発熱(37.0℃以上)、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等の感染症が疑われる症状がある場合。
6. 面会者やそのご家族等身近な方がインフルエンザ・はやり目・はしか・風しん・みずぼうそう・おたふくかぜ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス等の感染症にかかっている者。
7. 面会者が本規程または病院職員の指示に従わない場合。
8. その他、病院長が必要と認めた場合。

面会制限は、一律・恒常的に行わず、必要性を踏まえて個別に判断し、必要最小限の範囲で実施するものとする。ただし、面会する者にやむを得ない事情がある場合は、代替案の提示又は丁寧な説明を行い、院内感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ、過度な面会制限にならないように努める。

#### 第7条(制限時の対応)

1. 面会を制限する場合は、患者または家族等に対し、可能な範囲でその理由を説明するものとする。
2. 面会制限中であっても、患者の状態や状況に応じて、面会機会の確保に努めるものとする。
3. 必要に応じて、短時間面会等の代替手段を検討する。

#### 第8条(特別な配慮を要する場合)

次に掲げる場合には、病院は必要な配慮を行うものとする。

1. 病状説明、退院支援、意思決定支援が必要な場合。
2. 終末期・重篤時・急変時等、患者および家族への支援が特に必要な場合。
3. 認知症、せん妄、精神的動揺等により、家族等の関わりが療養上重要な場合。
4. その他、病院が必要と認める場合。

#### 第9条(周知)

1. 本規程は、病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、必要に応じて患者および家族等へ説明するものとする。
2. 当院ホームページ、入院案内等への掲載により、周知に努めるものとする。

#### 第10条(見直し)

本規程は、感染症流行状況、法令・通知、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直すものとする。

見直し内容は院内感染防止対策委員会等で審議、記録を残し、運営会議で承認する。

#### 附則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。